

後期高齢者医療制度に ご加入の皆さまへ

平成28・29年度の保険料率が決まりました

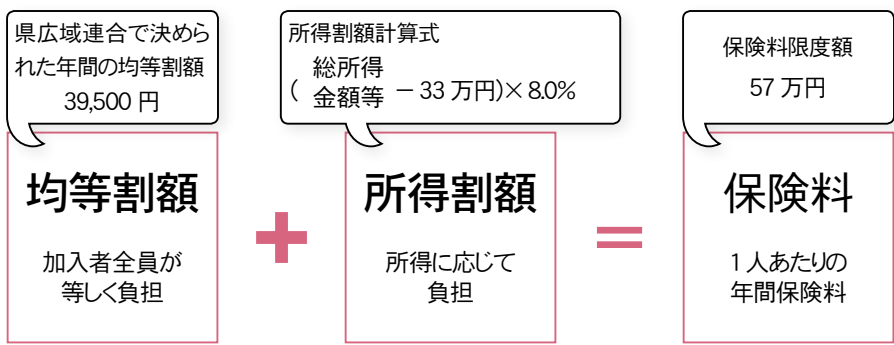
保 険料率は、2年に一度見直しされま
す。医療給付費は、今後も増加傾
向が見込まれますが、平成28・29年度の
保険料率は、平成26・27年度から据え置
きとなりました。

保険料額の算出方法

後期高齢者医療制度の保険料は、介護
保険と同様に個人ごとに算定し、加入者
全員が等しく負担する「均等割額」と、加
入者の所得に応じて負担する「所得割額」
との合計になります。



【保険料額の計算方法】



③総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」
などの合計額で、各種所得控除前の金額です。遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

保険料の軽減措置

- 1 均等割額の軽減措置**
「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所
得金額等の合計」が基準額を超えない場
合、保険料の均等割が軽減されます。
※下表を参照ください。
- 2 所得割額の軽減措置**
保険料の所得割額を負担している方で、
基礎控除後の総所得金額等が58万円以下
の場合は、所得割額が5割軽減されます。
- 3 その他の軽減**
後期高齢者医療制度加入前日に、社会
保険や共済保険などの被扶養者であった
方は、所得割額の負担はなく、均等割額
が9割軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額 軽減割合
33万円を超えないで、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割軽減
33万円を超えない世帯	8.5割軽減
33万円+「26.5万円(※平成27年度は26万円)×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割軽減
33万円+「48万円(※平成27年度は47万円)×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減

※平成28年度分保険料から5割および2割軽減に係る世帯(被保険者と世帯主)
の総所得金額の基準額が引き上げられました。



より一層、日ごろからの備えと心構えを

「地域防災計画」を見直しました

市では、市民の生命と財産を災害から守るために、災害対策
基本法に基づき「地域防災計画」を定めています。このたび、風水
害対策を中心に関係法令の改正などに対応した改定を行いまし
たので、概要をお知らせします。



☐ 防災安全室(千代田庁舎)

◎がけ崩れなどの警戒区域の追加

県知事から急傾斜地崩壊危険箇所と
土石流危険箇所が追加指定(平成27年
5月された)に対応しました。

◎警報・注意報発表基準の変更への対応

気象庁の警報・注意報の発表のため
の雨量の基準が変更されたことに対応し
ました。

◎水防計画の変更

危険水位などの設定方法の改定によ
り、避難を呼びかける「避難判断水位」
の見直しに対応しました。

◎災害弱者(避難行動要支援者)への対応の見直し

自分で避難することが困難な方の情
報をあらかじめ把握し、名簿を作成し
ておくことにしました。

※地域防災計画の全編は、市ホームページ
にて公表しています。



公共施設の使用料の見直しについて 減免制度などを再検討していきます

市では、公共施設を利用される皆さん
に負担いただいている「使用料」について
負担に見合ったサービスの提供と公平性・
公正性を確保するため、見直しの実施を
予定しています。

この見直しの実施時期は、当初は本年
4月に予定していましたが、本誌の平成27
年12月号でお知らせしたように、市民
の皆さんや施設利用者を対象とした説明
会におけるご意見などを踏まえ、見直し
の内容や実施時期について再調整の作業を
行っています。

再調整のポイントの一例としては、料金
体系などを是正しつつ、特に「使用料の免
除や減額の制度」について、現在の利用者

☐ 検査管財課(千代田庁舎)

負担の実態を考慮するとともに、市民の
皆さんの自主的な活動の支援といった観点
からも「公共施設を利用しやすい制度」と
なるよう検討を進めています。
また、実施時期については、平成29年
4月に改正される消費税との関連も考慮
し、スケジュールを調整しています。
再調整案の具体的な内容は、引き続き
検討状況に応じ本誌などでお知らせする
とともに、説明会を計画するなど、より
多くの皆さんのご理解をいただきながら進
めていきます。



霞ヶ浦地区小学校の統合による避難所の変更はありません

今月末をもって霞ヶ浦地区小学校が統
合となりますが、地域防災計画では、こ
れまでの小学校施設についても、従来ど
おし指定避難所として位置付けていま

